

平成24年第1回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 議 平成24年3月9日 午前10:00

○散 会 午前10:35

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	スポーツ振興課長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長、
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成24年第1回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成24年3月9日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 総括質疑

1. 議案第 4号 潟上市暴力団排除条例（案）について
2. 議案第 5号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
3. 議案第 6号 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について
4. 議案第 7号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
5. 議案第 8号 潟上市図書館設置条例の一部を改正する条例（案）について
6. 議案第 9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
7. 議案第10号 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
8. 議案第11号 平成23年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について
9. 議案第12号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
10. 議案第13号 平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について
11. 議案第14号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
12. 議案第15号 平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
13. 議案第16号 平成23年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

14. 議案第17号 平成23年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
15. 議案第18号 平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
16. 議案第19号 平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
17. 議案第20号 平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
18. 議案第21号 平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
19. 議案第22号 平成24年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
20. 議案第23号 平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
21. 議案第24号 平成24年度潟上市一般会計予算（案）について
22. 議案第25号 平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
23. 議案第26号 平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
24. 議案第27号 平成24年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
25. 議案第28号 平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
26. 議案第29号 平成24年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
27. 議案第30号 平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
28. 議案第31号 平成24年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について

- 29. 議案第32号 平成24年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 30. 議案第33号 平成24年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 31. 議案第34号 平成24年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 32. 議案第35号 平成24年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 33. 議案第36号 市道路線の認定及び変更について

日程第 3 提出議案の常任委員会付託（付託表のとおり）

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回潟上市議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の総括質疑について申し上げます。

通告者は2名でありました。

質疑の順番は、抽選の結果、1番目に19番佐々木嘉一議員、2番目に14番藤原典男議員となりましたので、宜しくお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第2、総括質疑】

○議長（千田正英） 日程第2、これより提出議案に対する総括質疑を行います。

議案第4号から議案第36号までの33議案は一括議題として質疑を行います。

なお、総括質疑の時間は答弁を含めて15分とし、発言は発言席において、再質疑からは自席にてお願い致します。

19番佐々木嘉一議員の質疑を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 皆さんおはようございます。それでは、私からは議案第36号の市道路線の認定及び変更についてということで質問致します。

まず質問の1点は、市道の認定基準と申しますか、ガイドラインと申しますか、それらについてひとつご説明願いたいと思います。

第2点目は、認定の理由は開発行為等とされていますが、8路線のうち開発行為による路線は、その完了届と引き渡しの時期についてはいつ頃であったのでしょうか。その点についてお伺いします。

ハですが、3つ目ですが、開発許可による道路の基準、技術基準となっていますが、これは道路法の技術基準と市道の技術基準についてはどのようになっていますかということと、それから路面排水及び開発区域内の雨水処理の関係は、どのような開発行為で

あれば処理条件をつけておりますかということです。

それから、4つ目は、当該開発行為による区域は下水道の認可区域か。また、上下水道等地下埋設物の占有はありますかというようなことです。

5つ目は、認定案件の道路面積は幾らでしょうか。

以上、5点についてお伺いします。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。渡部都市建設課長。

○都市建設課長（渡部 智） おはようございます。19番佐々木嘉一議員の総括質疑にお答え致します。

ご質問のイ) 市道の認定基準につきましては、合併当初の平成17年3月22日付け訓令第39号にて潟上市市道認定基準要綱を定めており、本要綱に従いまして潟上市道の認定を行っております。

ご質問のロ) 認定8路線のうち開発行為を理由とする路線と、その完了届と引き渡しの時期につきましては、開発行為を理由とする認定路線は8路線のうち5路線となっております。

完了届は、開発行為に関する工事が完了後に提出していただき、その後、完了検査を実施し、検査に合格すると検査済書を交付し、完了公告を行います。完了公告の公告日の翌日から施設の管理・所有権の帰属を受けております。帰属の際には、所有権移転に必要な書類一式を添えていただいております。

ご質問のハ) の開発許可による道路の技術基準と市道の技術基準につきましては、いずれの道路につきましても道路構造令に基づく技術基準により設計・施工されております。

また、路面排水及び開発区域内の雨水処理の関係はどのような処理条件かにつきましては、潟上市全域における降雨強度を7年確率で算定し、昭和地区、飯田川地区は路面排水及び開発区域内の雨水処理を公共の水域に接続していることとしております。天王地区におきましては、公共の水域が存在しない場合、その処理を開発区域内において行うよう指導し、実行していただいております。

ご質問のニ) の当該開発行為による区域は下水道の認可区域かにつきましては、下水道の認可区域となっております。

また、上下水道等地下埋設物の占有はありますかにつきましては、当該開発行為に係る占有はございます。上下水道等の施設種類、位置について設計段階から協議をしてお

り、認定時の道路占用の許可は不要としております。

ご質問のホ) 認定案件の道路面積は幾らかにつきましては、道路認定 8 路線で4,182㎡、変更 2 路線の変更部分で1,000㎡、合わせて5,182㎡となっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） どうもありがとうございました。それで、合併時の認定基準につきましては、基準要領があってそれに従ってやっているということですが、その基準要領なるものを簡単にひとつ説明願いたいと思います。

それから、質問 2 点ですが、引き渡しの時期、完了工区によって移るわけですが、今回の道路認定されるまでの間、どれくらい認定案件として出すまでの間、引き渡しを受けてからどれくらいあるのかなというふうなことでありますので、それらについてもお願い致します。

それから、開発許可内の市道の技術基準ですが、道路法に基づいた技術基準というふうなことです。幹線道路と違って生活路線であれば道路構造令でやらない場合もあるわけですので、これは全くもう道路構造令によってやっているというふうなことで間違いありませんか。

それから、雨水処理なんです。天王の場合は公共の水域がないということで宅地内に処理するというふうなことのようにありますけれども、いずれ雨水処理については道路の側溝を使ったり何かすると勾配の基準とかそういうようなものもあると思います。大きなことになると堆積地ということもありますし、いずれ、特に砂丘地の開発等、粘土地帯といいますか、地下浸透しないところの開発行為の場合は降雨強度の水位についてもそれなりの扱いがあるのかなというふうな感じもしておるわけです。いずれ市道要領の中では、開発市道要綱の中では公共用の水域のない場合は、いわゆるその開発区域内の処理というものが原則だというふうなことでありますので、その点についてはわかりました。

それから、下水道ですが、これは下水道のいわゆる敷設を開発行為の条件としておりますでしょうか。その点についても再度お伺い致します。

以上です。まず、再質問は以上です。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。渡部都市建設課長。

○都市建設課長（渡部 智） 19番佐々木嘉一議員の再質疑にお答え致します。

最初に、潟上市市道認定基準要綱の簡単にご説明ということでございます。要綱の中においては大きく3つの要件を記載してございます。1番目が、認定の基本要件と致しまして公道に接続する条件をうたっております。2点目が、道路構造上の基準ということで、幅員の基本を5メートル以上ということと、それから行き止まりの場合の基準、それとあと踏切の基準を設けております。次に、道路用地の条件というのが3点目にございまして、所有権を市に移転できるということが基本となっております。

次に、引き渡しの時期につきましては、今回の認定に係るものは1カ所での開発行為がその主なものでございまして、完了届が平成23年4月26日に届け出を行われまして、引き渡しは同年5月10日となっております。

それから、技術基準は必ず適用されているのかということに関しましては、土質調査等に基づきCBRを推計して、それに基づいて舗装構成を示していただいて、それで施工していただいております。

それから、雨水処理につきましては、道路の勾配基準等もございすけれども、一応公共水系がない砂丘地の場合は浸透側溝等で雨水の処理能力を計算した値を示していただいて、それを当方で検証して実行していただいております。

それから、すいません、下水道に関しましては局長の方からお願い致します。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 19番佐々木議員の再質問の下水道につきましてということで、都市計画区域内の開発行為につきましては上下水道とも敷設をお願いしている、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番、再々、どうぞ。

○19番（佐々木嘉一） ちょっとこの議案のですね、議案のその提案の仕方ですが、ちょっと私、今このことでちょっと調べてみましたけれども、道路変更についてということで道路法の8条1項、10条2項となっておりますが、いわゆる提案の理由は8条の2項、いわゆる10条3項ということですが、これはこれでいいのかなっていうことを私なりに感じましたので、道路法の1条、8条1項というのは、いわゆる3条の4号が市町村道というふうなことになっておりまして、路線は、1条、8条の1項というのは市長が路線を認定したものをいうというふうなことになっています。したがって、8条1項というのはもう認定済みだと、そういうふうな路線を指して言っているのですが、2

項についてはこれは確かに提案理由ですので、これからその議会の議決を経て市長が認定するというふうなものですが、手続上そうで、最初のこの道路法のここについてちょっとこういうふうな提案の仕方でいいのかなというふうなそんな疑問を持ちましたので、その点ひとつ説明願いたいと思います。

なお、要望でございますが、この開発行為の区域についてはどこなのか、その路線の位置がわからないわけですね。ですから、相当な1,536路線もあると、なかなか表示することは大変でしょうが、そのやはり路線の位置ぐらいはやはり示した図面を出していただけないものかなということで、これは要望としてひとつ宜しくお願いします。

以上です。

○議長（千田正英） 渡部都市建設課長。

○都市建設課長（渡部 智） 19番佐々木嘉一議員の再々質問にお答え致します。

議案の中である道路法第8条第1項について、既に認定しているものことではないかというお話ですが、議案の最初の議案提出にもありますとおり、市道路線の認定及び変更についてということで、同じ市道の中でも市道が延長された場合等々にこの条文がかかってきて変更をすることになるというようにとらえておりますので、宜しくご理解のほどをお願い致します。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質疑を終わります。

14番藤原典男議員の質疑を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） おはようございます。通告に従いまして3点にわたり質問致しますので、宜しくお願い致します。

1つ目、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について伺います。

同条例案では、第5期潟上市介護保険事業計画に基づき平成24年度から介護保険料を定める必要があるため条例改正ということですが、内容的には第4段階の住民税非課税世帯で1カ月4,700円が5,400円という提案となっております。年金給付が引き下がっている中で月700円もの値上げは、年金生活者にとって厳しいものがあります。昨年の国会での法改正により、介護保険料の値上げを抑えるために都道府県の財政安定化基金を充当できることになりましたが、一般会計からの持ち出しも含め、介護保険料の値上げを抑えるために本市ではどのような努力をされたのか、また、条例（案）の内容は今後どう推移していく見通しなのか、伺いたいと思います。

2つ目は、議案第24号、平成24年度潟上市一般会計予算（案）について伺います。

10款教育費の中の育英会補助金について伺います。市長施政方針にありました。向学心を持ち、勉学を意欲を持った優れた学生でありながら経済的な理由で就学に困難な方々への奨学金を貸与するため、育英会の充実を図るとあります。このことに異論はありませんが、他の教育予算と比べても予算額が大きいので、どのような充実内容を予定しているのか、前年度より改善すべき点は何だったのか、伺いたいと思います。

次に、議案第26号、平成24年度後期高齢者医療特別会計予算（案）について伺います。

4月1日より後期高齢者医療の保険料が、秋田県では所得割が100分の7.18が100分の8.07、均等割3万8,925円が3万9,710円となる予定です。収納率をどう見込んだのか、広域連合への意見、周知方法について伺いたいと思います。

以上、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。小玉高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（小玉 隆） 14番藤原典男議員の1つ目の総括質疑、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について、お答え致します。

本条例（案）は24年度から26年度までを期間とする第5期潟上市介護保険事業計画に基づき、基準月額を第4期の4,700円から5,400円として所得段階の第1段階から第6段階までの保険料年額を定めるものでございます。

ご指摘のとおり、介護保険料の上昇を抑えるため、県の財政安定化基金取り崩しによる交付金2,368万円を充当し、基準月額を77円減じております。また、介護給付費準備基金から7,090万円を取り崩すことで231円を減じ、合わせて308円減じて基準月額を5,400円としております。

一般会計からは、市負担分12.5%以外の持ち出し分は計画の中には含まれておりません。

介護給付費は第4期の実績を踏まえ、自然増と新規事業が5.9%の上昇。報酬改定分1.2%の上昇と見込んでおります。それにより介護保険料の上昇は避けられない状況にはありますが、3年間の総給付額を89億8,400万円と見込み、第4期の74億6,400万円、実績見込みと比較すると20.35%ふくらむ見込みでございます。

第5期における計画で24時間訪問対応型の定期巡回サービスや複合型サービス、施設整備も計画に盛ることで、介護事業のサービス充実を期していく計画としております。

これら事業に係る介護保険料については、収納率のアップ、介護予防対策等に取り組

み、前期より14.9%の上昇に抑えることとして基準月額を5,400円と改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 館岡総務学事課長。

○総務学事課長（館岡和人） おはようございます。同じく藤原典男議員の総括質疑の2つ目、平成24年度潟上市一般会計予算（案）についてお答えを致します。

ご質問は10款教育費の中の育英会補助金についてであります。育英会については合併当初は旧町単位で運営されておりましたが、平成21年4月に一つにまとめ、現在では潟上市育英会として運用をしております。

現在の資金の状況ですが、約1億4,800万円ですが、そのうち貸与額が約1億1,800万円、今後貸与可能な資産が約3,000万円となっております。貸与金については卒業後に貸付期間の2倍の期間内で返還してもらうことになっておりますが、最近の経済情勢の中で就職がなかなか難しいこともあり、その返還率は約73%くらいとなっております。教育委員会では、返還の遅れている貸与者については本人及び連帯保証人に督促を行ったり、また、返還計画を提出させるなどの対策を取っております。

最近の貸与生の状況であります。20人から27人の間で推移をしております。そのほとんどが大学生で、その貸与額は4年間で1人当たり144万円、年間25人を想定しますと3,600万円となり、このままでは運用ができなくなることが予想されておりました。市長が施政方針で申し上げておりますとおり、このたび1億円を補助し、資金の充実を図ることにより、今後の育英会の運用を円滑にし、市内の次代を担う優秀な人材の育成に資するものでありますので、宜しくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉優子） それでは、14番藤原典男議員の総括質疑の3つ目、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）についてお答え致します。

後期高齢者医療制度に係る医療費は、国・県・市がそれぞれ負担する公費のほか、国民健康保険や会社の健康保険などに加入されている74歳以下のすべての人からの支援金、そして直接被保険者に納めていただく保険料で賄われております。

収納率をどう見込んだのかというご質問であります。秋田県後期高齢者医療広域連合の保険料率改定に伴う資料によりますと、予定収納率は99.29%を見込んでおります。

広域連合への意見、周知方法についてのご質問であります。保険料率の改定は秋田県後期高齢者医療広域連合議会の方で決定するものであります。事務レベルの検討委員会の中では、上げ幅を少なくし、被保険者の負担をできるだけ軽減できるよう話し合いが行われております。今回の保険料率改定におきましては、剰余金、財政安定基金からの繰り入れをして対応したことによりまして、上げ幅を抑えることができたものと思われれます。

周知方法についてであります。広域連合ではホームページへの掲載、パンフレットの作成、市では4月1日号の広報でお知らせする予定となっております。

以上で終わります。

○議長（千田正英） 14番、再質疑ありますか。14番。

○14番（藤原典男） まず最初の問題ですけれども、これやはり根本的な問題は国庫負担が非常に少なくなっているということで、2000年の当時は50%だったのが今25、27%というふうなことになっていきます。それで、この点についてやはり値上げを防ぐために国や県について、市でもものをしっかりしゃべっていくべきじゃないかというふうにまず思います。

それで、再質問は財政安定化基金、それから一般会計からもっと頑張るね、この抑えるために奮発できなかったと、活用できなかったかというふうなことをもう一回お聞きしたいと思います。

それから、育英会についてですけれども、市長の方針にもありましたが、内容を充実させるというふうなことでしたけれども、今お聞きしますと資金面だけを充実というふうなことのようによろしくありません。そうじゃなくて、私はその優秀な学生であればね、やはりこの基準とかっていう一定の線、ラインなんかも、もっとこの内容なんかも豊富になるんじゃないか、額も含めて1人当たり貸与額、そういうふうなことを聞いたかったんですが、そこら辺については何にも内容の充実がどう諮られたのかなというふうなところが私聞いたかった点なんです。

それから、3つ目なんです。2月の13日、広域連合議会でこれ額を決めました。今回提案されてる当初予算には、2月の13日ですから、これ反映されてないと思うんですね。時間がなくて。それにもかかわらず、やはり一言ね、議会に対して4月1日からこういうふうに変えるんだよということを一言お知らせする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それで、この点については今後、収納率が落ちているというふうなこともありますので、資格証明書の発行とかならないように懇切丁寧な対応をしていただきたいというふうなことがまず一つです。

それから、事務方の会議の中では潟上市の事務、行った方は発言してきていると思いますのでね、引き続き高齢者の負担にならないように言うべきことはしっかり言ってもらいたいというふうなことを思いますけれども、この今後の対応についても収納率の関係についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○高齢福祉課長（小玉 隆） 1点目の再質問ですけれども、介護保険法第124条によりまして市の負担率が12.5%と規定されております。それに該当しない市の単独の繰入金としましては、職員給与費の繰入金、それから事務費の繰入金がありまして、平成24年度については特別会計7,600万円繰り入れておるという計画であります。

介護給付費に係る保険料については、特別会計の健全な運営により賄われるべきであると思われますので、計画の中には市負担率以外の繰り入れはございません。

以上です。

○議長（千田正英） 館岡総務学事課長。

○総務学事課長（館岡和人） この内容の充実であります。3月に理事会がありますので、この理事会でもってこの貸与の内容、基準等について検討し、今後進めていきたいと考えております。

以上であります。

○市民課長（小玉優子） 藤原典男議員の再質問にお答え致します。

藤原議員さんのおっしゃいましたように、2月13日の広域連合議会の方で保険料率が決定されましたので、市の当初予算要求時には間に合いませんでしたけれども、2年に一回、保険料率を見直しするということが決まっておりますので、24年度が保険料率の改定の年であるということで、広域連合からの方の資料をもとに予算は組んでおりますので、全く反映されていないということではないと思います。

保険料率が変わることについてのPRが足りないというようなご指摘でありましたが、4月1日号の広報でお知らせをするように今準備をしておりますが、確かにちょっと遅いのではないかなというふうな反省も踏まえております。ただ、広域連合、先ほども申しましたように広域連合議会がありまして、そちらの方で決定されることでもありますの

で、それが決定してからでないとはやはり広報ができないというふうな事情がありますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、収納率についてですけれども、潟上市の収納率、22年度ですけれども潟上市の収納率は98.87%でした。秋田県全体の収納率が99.37%でしたので、県から比べましても潟上市の収納率が0.5%ほど低くなっております。

先日も広域連合の方から、事務方の職員が収納に対してはもっと頑張ってくださいというふうな感じで訪問をしております。国保税に比べて収納率は高いので、幾らか高いんですけれども、この後、ほかに比べて低くなっておりますので、この後も収納に対しては努力をしていきたいと思っております。

資格証、短期証のことですけれども、秋田県の広域連合では、秋田県では資格証は発行していません。短期証については発行してあります。6カ月ごとの短期証なんですけれども、秋田県全体でこの8月1日に短期証を交付された人数が582人でした。潟上市の場合は、そのうち15名の方に短期証を発行してあります。この後も保険料未納者の方に対して話し合いをする機会を設けまして収納率の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（千田正英） 時間が経過しておりますので、これをもって14番藤原典男議員の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

【日程第3、提出議案の常任委員会付託】

○議長（千田正英） 日程第3、これより提出議案の常任委員会付託を行います。

議案第4号から議案第36号までの33件については、3月1日の本会議で配布しました委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、3月21日水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

大変お疲れさまでした。

午前10時35分 散会